

羽村市コミュニティバスはむらん運営推進懇談会要綱

(設置)

第1条 羽村市コミュニティバスはむらんの利用促進と市民、行政、事業者が一体となったバス事業の運営を図るため、羽村市コミュニティバスはむらん運営推進懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、市長の指示に基づき次に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を報告するものとする。

- (1) コミュニティバスの運行ルート、運行時間帯、運行間隔に関すること。
- (2) 利便性向上のための方策に関すること。
- (3) 採算性向上のための方策に関すること。
- (4) 利用者増加のための方策に関すること。
- (5) その他コミュニティバスの円滑な運営に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が依頼したもの（以下「委員」という。）をもって組織し、委員は15人以内とする。

- (1) 知識経験者 2人
- (2) 町内会・自治会関係者 3人
- (3) 福祉団体関係者（高齢者団体・障害者団体） 2人
- (4) 市内商業者 2人
- (5) 市民公募委員 5人以内
- (6) バス運行事業者 1人

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 懇談会に座長及び副座長を置く。

2 座長は、委員の互選により定めた者とし、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長が委員のうちから指名した者とし、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(懇談会の招集等)

第6条 懇談会の会議(以下「会議」という。)は、座長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、意見を聴き、又は情報の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、コミュニティバスを所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年10月25日から施行する。

第五次羽村市コミュニティバスはむらん運営推進懇談会傍聴に関する定め

平成 27 年 6 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この定めは、羽村市審議会等の設置及び運営に関する指針に基づき、第五次羽村市コミュニティバスはむらん運営推進懇談会(以下「懇談会」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第 2 条 傍聴人の定員は 5 名以内とし、傍聴希望者が定員を超えるときは先着により決定する。

2 前項にかかわらず、出席委員の過半数が特に必要と認めた場合においては定員を超えて傍聴することができる。

(傍聴の事前周知)

第 3 条 懇談会を開催する場合は、開催日時、開催場所、傍聴者の定員その他必要な事項を広報紙及びホームページ等を利用し、事前に市民に周知するなど市民の傍聴を得るための工夫に努めなければならない。

(傍聴の手続き)

第 4 条 傍聴人は、会議の当日、所定の場所において、第五次羽村市コミュニティバスはむらん運営推進懇談会傍聴人名簿に自己の氏名を記入しなければならない。

(傍聴人の入場)

第 5 条 傍聴人は、指定された場所に着席しなければならない。

(会議場への入場禁止)

第 6 条 次の各号の一に該当する者は、会議場に入ることができない。

- (1) 人に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者
- (4) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第 7 条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 委員の発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 静粛を旨とし、談論、高笑等、会議の進行に影響のある言動をしないこと。

- (3) 会議の妨害となる行為をしないこと。
- (4) 傍聴により知り得た情報により、懇談会若しくは特定委員を中傷するよ
うな行為又は類する行為を行わないこと。
- (5) 傍聴席において写真、映像等の撮影又は録音をしないこと。
- (6) 会議中にみだりに席を離れないこと。
- (7) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (8) 帽子、腕章、鉢巻き等を着用しないこと。

(傍聴人の退場)

第8条 座長は、傍聴人が前条の規定に違反したときは、退場を命じることが
できる。

2 傍聴人は、退場を命じられたときは、直ちに退場しなければならない。

(会議の非公開)

第9条 座長は、懇談会の決定により、その日の会議の全部または一部を非公
開とすることができる。

(委任)

第10条 この定めによるもののほか、懇談会の傍聴等に関し必要な事項は、
座長が別に定める。

付 則

この定めは、平成27年6月1日から施行する。

○羽村市審議会等の会議録の作成及び公表等に関する基準

平成17年2月22日羽企広発第12870号

羽村市審議会等の会議録の作成及び公表等に関する基準

(目的)

第1 この基準は、羽村市情報公開条例（平成15年条例第23号。以下「条例」という。）第29条第1項の規定に基づき、審議会等の会議録の作成及び公表等について、必要な事項を定め、もって市政情報の公開を図り、市政への市民参画の推進に資することを目的とする。

(会議録の作成等)

第2 羽村市審議会等の設置及び運営に関する指針（以下「指針」という。）第2に規定する審議会等（以下「審議会等」という。）の会議を開催したときは、その会議の内容を記録するものとする。

2 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載し、会議終了後速やかに調製するものとする。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 開催日時及び開催場所
- (3) 出席者及び欠席者の氏名
- (4) 会議に付した案件
- (5) 会議の内容
- (6) その他当該会議において必要と認めた事項

(会議内容の記録方法等)

第3 第2第2項(5)に規定する会議の内容についての記録方法は、あらかじめ審議会等の長が当該会議に諮り、決定するものとする。

(会議録の様式)

第4 会議録は、別記様式に準じて作成するものとする。

(会議録の公表等)

第5 会議録は、決裁後速やかに、審議会等を所管する課の窓口で閲覧に供するとともに、市のホームページへの掲載により公表するものとする。ただし、当該会議録の記載事項の公表等について法令若しくは条例で別段の定めがあるとき又は記載事項が条例第7条各号に規定する不開示情報に該当するときは、この限りでない。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。